

事業概略書

事業名	障害者の成年後見利用の現状と課題
事業目的	<p>障害者の意思決定支援の現実の姿を、成年後見制度の利用だけでなく他の生活支援や相談支援の工夫も視野に入れたトータルな姿で浮き彫りにした上で、先行する諸外国の取り組みも含めて理論と制度（わが国の場合には後見利用支援事業が果たしている役割も含む）の比較検討を行ったうえで、後見制度だけに限らない広い意味での意思決定支援の制度改革を探ることにある。障害者の決定能力について、能力があるかないかの二者択一的な議論がおこなわれることを乗り越え、その人のあるがままの現有能力に応じた自己決定を確保するための適切な意思決定支援の在り方を見いだすことが目的である。</p>
事業概要	<p>5回にわたって研究会を行い意思能力のものの考え方について、福祉、司法のスタンスの違い、日本と外国との違いを踏まえた意見交換を行った。23年10月21日、11月25日、12月22日、24年1月19日、2月23/24日（最後だけが京都で実施）</p> <p>また、宮城、北海道、長野、香川、横浜の事例調査を行いケースを収集した。これは調査員が実際に現地に赴き、行政を含めた現地関係者との面接調査の手法を採用している。</p> <p>その一方で、オーストラリアの意思決定支援ガイドブックである「Capacity Toolkit」の検討およびイギリスの意思決定支援の検討を行った。</p>
事業実施結果及び効果	<p>成年後見制度の利用の中で意思決定を尊重することが必要であることは重ねて確認されたところであるが、わが国の制度としても一般の代理制度を工夫して対応できる部分があることや、イギリスやオーストラリアの意思決定支援制度について紹介がなされ、本人が意思を真に自ら形成したと言えるための支援が重視されていることが報告された。さらに、事例調査においては、各地の事例の比較検討の結果、生活支援が充実している場所や成年後見以外の制度的工夫を行っている地域では、成年後見の利用もスムーズで効果的であることを伺わせる結果を得ている。これらは自己決定支援の中で代行決定が無意識のうちに行われるわが国の議論状況に大きな影響をあたえるものである。</p>
事業主体	<p>〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 特定非営利活動法人 PACガーディアンズ TEL: 047-407-4441 E-MAIL: info@pacg.jp</p>